「とくしまマラソン２０２７警備業務」
仕様書

１　委託業務名
　とくしまマラソン２０２７警備業務

２　実施主体
　とくしまマラソン実行委員会（以下、「委託者」という。）

３　目的
　「とくしまマラソン２０２７」（以下、「大会」という。）における警備員の手配や車両・歩行者の誘導、警察が行う交通規制の開始・解除の補助及び関係者等駐車場の警備等を行い、大会の安全性を確保することを目的とする。

４　委託期間
　契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

５　大会概要等
（１）大会概要
　別紙１（「とくしまマラソン２０２７事業計画」）参照
（２）コース
　とくしまマラソン２０２７ホームページ（「コース紹介」ページ）参照
　※ホームページＵＲＬ：https://tokushima-marathon.jp/outline/course/
（３）警備区間
　別添「とくしまマラソン２０２７警備区間」参照
　※現時点の想定であり、今後警察等の関係機関との協議に伴い、変更の可能性あり。

６　業務内容
（１）大会前日における資機材の確認及び委託者との協議
　・大会前日にコース沿道等の警備に必要な資機材が準備されているかの確認及び委託者との最終調整に係る協議を行うこと。
　【人数、実働時間】
　人　　数：５人
　実働時間：８：００～１７：００（大会前日）

（２）統括本部の運営に係る人材の手配
　大会当日における警備業務の全体管理等を担う統括本部での業務に従事する以下ア～オの人材を手配すること
　ア　マネージングディレクター
　・警備員の配置や資機材の撤去など、大会当日における警備業務の全体統括を行う。
　【人数、実働時間】
　人　　数：１人
　実働時間：４：００～１８：００（大会当日）

　イ　エグゼクティブディレクター

・各エリアにおける全体管理者との連絡調整を行う。
【人数、実働時間】
人　　数：１人
実働時間：４：００～１８：００（大会当日）

ウ　ディレクター
・エグゼクティブディレクターの業務実施に係る補助を行う。
【人数、実働時間】
人　　数：２人
実働時間：４：００～１８：００（大会当日）

エ　レコーダー
・交通規制の開始・解除のスケジュール管理や各警備員の配置状況の確認を行う。
【人数、実働時間】
人　数：１人
実働時間：４：００～１８：００（大会当日）

オ　資機材撤去指揮者
・資機材撤去指揮車両の中から、沿道の警備員や大会スタッフ等に対して、交通規制の解除に向けた資機材撤去に係る指示を行う。
【人数、実働時間】
人　　数：４名
実働時間：５：００～１７：００（大会当日）

（３）各エリアにおける管理者等の手配
コース内各エリアにおける警備員の配置や交通規制の開始・解除に係る作業指示等の全体管理及び統括本部（エグゼクティブディレクター）との連絡調整を行う人材を手配すること。
【人数、実働時間】
人　　数：５人
実働時間：①４：００～１４：００・・・２人
②５：３０～１３：３０・・・２人
③６：００～１６：００・・・２人
④６：３０～１６：３０・・・２人
⑤６：３０～１７：３０・・・２人
※実働は全て大会当日

（４）交通規制の開始・解除に係る警備員の手配
各交通規制ブロックの始点又は終点において警察との連携の上、各エリアの警備員に対して規制の切替に係る作業指示を行う警備員を手配すること。
【人数、実働時間】
人　　数：３９人
実働時間：①４：００～１０：００・・・１人
②４：００～１１：００・・・１人
③５：００～１１：００・・・２人
④５：００～１１：３０・・・２人
⑤５：３０～１１：３０・・・２人

⑥５：３０～１２：００・・・１人
⑦５：３０～１２：４５・・・２人
⑧５：４５～１２：４５・・・２人
⑨５：３０～１３：００・・・１人
⑩６：００～１３：００・・・１人
⑪６：００～１３：１５・・・１人
⑫６：００～１４：３０・・・６人
⑬６：００～１４：４５・・・２人
⑭６：３０～１５：００・・・３人
⑮６：３０～１５：３０・・・３人
⑯６：４５～１６：００・・・５人
⑰７：００～１６：３０・・・４人
※実働は全て大会当日

（５）エリアリーダー、沿道警備員及び交代要員の手配
以下ア～ウの業務を担う警備員を手配すること。
※各警備区間における配置人数及び実働時間については、別紙２（「エリアリーダー、沿道警備員及び交代要員の配置人数・実働時間」）を参照
※交代要員の実働時間については、全ての警備区間において「８時間以下」とする。

ア　エリアリーダー
一定範囲の警備区間において、当該区間に配置される警備員への指示や交代要員の配置調整、大会スタッフとの連絡調整を行う。

イ　沿道警備員
各警備員配置ポイントにおいて、以下①～⑧の業務を行う。
①コース沿道における参加者・応援者、歩行者、車両の誘導、案内、安全確保
②交通規制の開始及び解除に関する補助および車両等の整理、誘導、迂回路案内
③用意されたコーン等の資機材の設置
④苦情、急病・怪我等の対応
⑤緊急車両の動線確保
⑥関係車両の整理誘導
⑦火災・地震等の災害時における避難誘導
⑧その他、大会の安全性確保にあたり必要な業務

ウ　交代要員
沿道警備員が休憩等で警備ポイントを離れている間に、沿道警備員に代わり当該警備ポイントにおいて業務を行う。

（６）駐車場管理に係る警備員の手配
ランナー用臨時駐車場及び関係者・袋小路世帯住民専用臨時駐車場での車両誘導を行う警備員及び交代要員を手配すること。

※交代要員の実働時間については、「８時間以下」とする。

【人数、実働時間】
人　　数：１４４人（うち交代要員３２人）

実働時間：①８時間以下・・・・８１人（うち交代要員３２人）
②８時間３０分・・・　２人
③９時間３０分・・・１２人
④１０時間・・・・・　１人
⑤１０時間３０分・・　７人
⑥１１時間・・・・・　６人
⑦１２時間３０分・・１０人
⑧１３時間・・・・・２３人
⑨１３時間３０分・・　２人
※実働は全て大会当日
※①～⑨のいずれにおいても、実働は「５：００～１８：３０」の間に収まるものと想定。

（７）規制車両の手配
一般車両や歩行者に対して通行規制情報や注意喚起を視覚的に伝えるための規制車両を手配すること。
【手配台数】１９台

（８）資機材撤去指示車両の手配・運用
ランナーの後ろを追走する車列の中に入り、交通規制の解除にあたり資機材の撤去の指示を行う者が乗車する車両の手配及び当該車両の運用を行う。

※当該車両の運用（車列のどの位置を走行するか、どのようなタイミング・方法で各警備員に資機材撤去指示を行うか等）については、委託者及び警察等関係機関との協議の上、決定すること。

（９）備品の調達
警備員が業務に従事するにあたり必要なトランシーバー等の携行品をはじめ、業務の実施にあたり必要となる備品を調達すること。

(10) 実踏調査の実施
必要に応じて、警察等の関係機関や警備員と現場の実踏調査を行い、事前に規制の切替や車両の誘導方法等について調整を行うこと。

(11) 指示命令系統の明確化
本委託業務の実施に係る大会当日の指示命令系統図を作成すること。

(12) その他
・警備員の休憩・交代等の人事管理を行うこと。
・業務場所までの警備員の交通手段・駐車場についての手配・調整を行うこと。

７　警備員について
手配する警備員については、警備業法及び関係法令に定められた教育訓練を受け、現場活動に熟練度の高い者であることとする。

８　業務に際しての留意事項
（１）警備員の配置人数・配置場所・実働時間や規制車両の運用に係る調整など、本委託業務の実施にあたっては、委託者と受託者が協議しながら進めることとする。

また、必要に応じて警察等関係機関と協議を行いながら業務を進めることとする。

（２）受託者は、以下ア～オの記載内容を遵守することとする。

ア　本委託業務の遂行にあたり、警備業法及び関係法令を遵守すること。

イ　警備業法第１４条に規定する者を派遣してはならない。

ウ　無線の使用に関して電波法を遵守し、他の通信に混信・妨害を与えてはならない。

エ　本委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

ウ　警備業者賠償責任保険若しくはこれに代わる保険に加入しておくこと。

（３）受託者は、業務の実施にあたり、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。また、委託者と綿密な情報交換を行うこと。

（４）受託者は、業務に従事する手配した警備員等について、労働法規その他の関係法令を遵守するとともに、業務中に発生する恐れのある事故への補償等、その責任において必要な措置を講じること。

（５）受託者はその責めに帰するところにより、施設若しくは設備等を汚損し、損傷し、又は亡失した時は、委託者の指示するところにより、原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（６）受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要な業務については、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができる。

（７）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、その都度委託者及び受託者が双方協議を行うものとする。